

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年1月12日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000157号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2000115号

## 第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

平成3年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成3年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年6月30日から同年7月1日まで

A社B事業所に係る資格喪失年月日が平成3年6月30日となっているが、同日付けで退職したため、当該資格喪失年月日を同年7月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された在職証明書及び平成3年分給与所得の源泉徴収票並びに請求期間当時の社会保険事務担当者の回答から、請求者は、請求期間においてA社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していた旨の請求期間当時の社会保険事務担当者の陳述及び上記の源泉徴収票から判断すると、当該保険料が控除されていることが認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、請求者の平成3年5月の厚生年金保険の記録から、28万円とすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社の事業主は、平成3年6月について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているが、同年6月について、請求者に係る雇用保険の離職年月日、健

康保険組合及び厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日並びに厚生年金基金の加入員資格喪失年月日の記録は符合しており、公共職業安定所、健康保険組合、社会保険事務所及び厚生年金基金のそれぞれが誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年6月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年6月30日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。